

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三陽商会			コード	8011
提出日	2020/5/13	異動（予定）日	2020/5/26		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡澤 雄	社外取締役	○													○	新任	有
2	椎名 幹芳	社外取締役	○							△							新任	有
3	高橋 久男	社外取締役	○							△							新任	有
4	二橋 千裕	社外取締役	○							△							新任	有
5	安田 育生	社外取締役	○													○	新任	有
6	矢野 麻子	社外取締役	○													○	新任	有
7	三浦 孝昭	社外監査役	○										△					有
8	飯村 北	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	長年にわたる国際経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、有用なご意見をいただける適切な人材として判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
2	当社の大株主である主要取引先商社の出身であります。2008年に既に同社を退社しており、また、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
3	当社の主要取引先企業の出身であります。2013年に既に同社を退社しており、また、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	ロジスティクス分野における高い見識を有し、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。
4	当社の主要取引先百貨店の出身であります。その取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	小売・百貨店業界での長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その見識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
5	—	財務金融をはじめM&A全般を長年にわたり手掛け、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
6	—	経営者としての豊富な経験と見識に加え、マーケティングおよびブランディングに関する幅広い知識と実績を有しており、有用な意見をいただくことにより、当社の経営の更なる活性化につながる適切な人材と判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
7	2008年6月まで、当社会計監査人であるあずさ監査法人の代表社員として勤務しておりましたが、当社社外監査役就任時には同法人を退職していることから、公認会計士として独立性が高いものと認識しております。	公認会計士としての専門的見地および豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
8	—	弁護士としての専門的見地および豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。